

耐震防食型分水栓の取扱いについて

(制定 平成 10 年 2 月 26 日課長決)

(最近改正 平成 18 年 10 月 31 日)

1 使用する工事

給水装置工事および給水装置改良工事（経年給水管工事を含む）のうち、つぎの各項に該当する工事とする。

2 使用できる給水装置

配水管がダクタイル鋳鉄管で、呼び径 75mm 以上 400mm 未満の配水管から分岐する給水管とする。

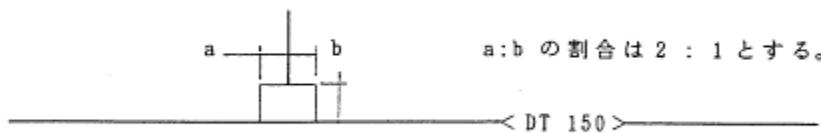
3 使用材料

当局の指定する呼び径 25mm 耐震防食型分水栓、および同ユニオンとする。

4 徴収工事費

「給水装置の構造、工事材料及び工事費の算出方法等に関する規定の細目」別表第 13（1）分岐工 番号 1～8 に番号 9～10 を追加計上する。

5 図面表記



6 その他

（1）配水管の管種および呼び径の確認については、「大阪市水道管理図」又は「管路情報管理システム」とし、ダクタイル鋳鉄管のみに適用すること。

（2）75mm 配水管に取りつける場合は、「給水装置の構造、工事材料及び工事費の算出方法等に関する規定の細目」第 5 条 4 号に規程するサドルをしないこと。

（3）耐震防食型分水栓の修繕については、配水管の呼び径に適合した割 T 字管を使用して修繕するか、抜取器具を使用し取替えること。

附則

1 実施時期

給水装置工事については、原則として平成 10 年 3 月 1 日施工分からとし、他の工事は従前どおりとする。

2 経過措置

実施時期以前に申し込まれた給水装置工事については、施工時、耐震防食型分水栓を使用する工法に変更して施工し、完成図面のみ表記を訂正する。

附則

この規定は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この規定は、平成 18 年 11 月 1 日から実施する。